

I さくてい はいけい いち 策定の背景と位置づけ

1. 1 基本構想策定の背景

(1) 背景

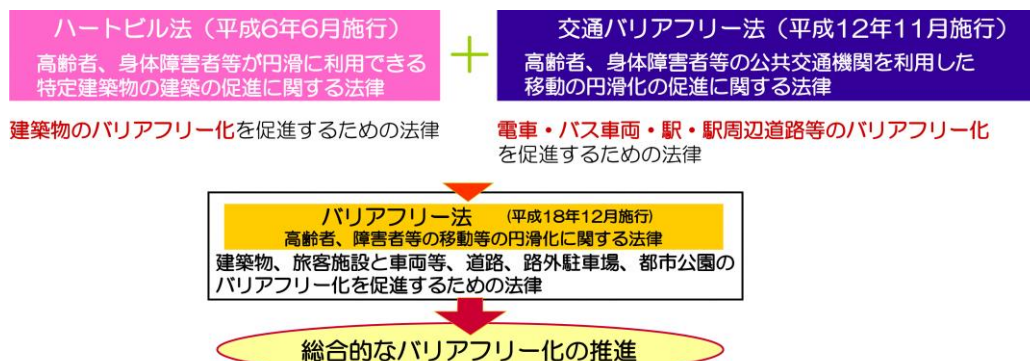
現在、我が国では高齢化が急速に進んでおり、平成27年（2015年）に実施された国勢調査では、始めて人口が減少に転じ、65歳以上の高齢者人口割合が26.6%と国民の4人に1人が高齢者となるとい他に例を見ない高齢社会を迎えており、高齢者の方々が安心して暮らすことができる社会の形成が望まれています。また、障がい者等の方々についても、社会・経済活動への積極的参加の実現が強く求められています。

このためには、これらの方々が気軽に安心して移動できるようにすることが必要ですが、移動にあたっては現に様々なバリア（障壁）が存在しており、このバリアフリー化（障壁の除去）が大変重要な課題となっています。

このような状況の中で、平成12年（2000年）11月に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」が施行されました。「交通バリアフリー法」では、鉄道やバスなどをバリアフリー化するとともに、市町村が駅やその周辺地域について地域の実情に即して基本構想を作成し、関係者が協力してバリアフリー化を進めることを定めました。施行から5年目に、附則第3条に従い「交通バリアフリー法」は見直しがされました。

「交通バリアフリー法」と「ハートビル法※1」を統合・拡充し、平成18年12月20日に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」、通称「バリアフリー法」が施行されました。

この法律は、高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、高齢者、障がい者等がよく利用する公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物などの施設の一体的な整備を推進するための措置を講ずることにより、移動上及び施設の利用上の利便性、安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。市町村は地域の実情に即して基本構想を作成し、関係者が協力して、バリアフリー化を進めることとしています。



※1) ハートビル法

正式名称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」。平成6年（1994年）6月29日施行。不特定多数が利用する一定の公共的な建築物について、高齢者や身体障がい者等が円滑に利用できるよう措置を講ずることにより、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(2) バリアフリー法のしくみ

1) 対象者

バリアフリー法では対象者を「高齢者、障がい者等」としており、「交通バリアフリー法」における「身体障がい者」に加え、「知的・精神・発達障がい者」を新たに追加しています。

2) 対象施設

高齢者、障がい者等がよく利用する公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物などの施設を対象としています。これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務、既存の施設については、基準適合の努力義務等が定められています。

(「交通バリアフリー法」対象)

(「ハートビル法」対象)

新たに追加

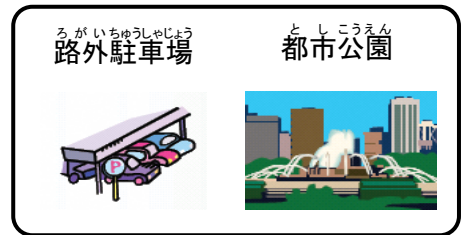
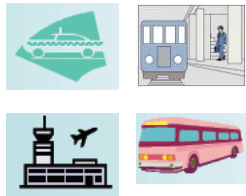
旅客施設及び車両等

道路

建築物

路外駐車場

都市公園



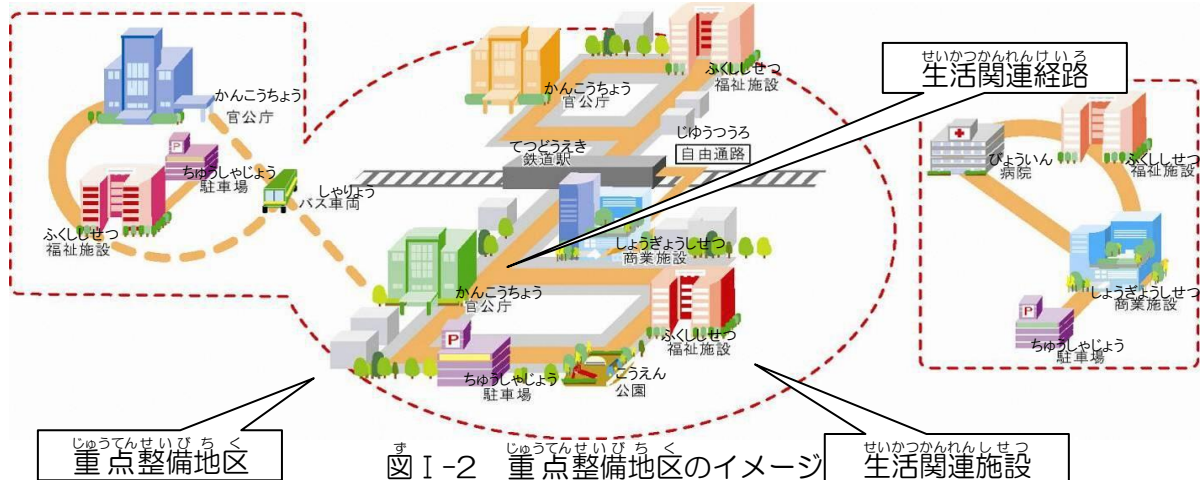
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)

図 I-1 バリアフリー法の対象施設

3) 重点整備地区における移動等の円滑化

市町村は、重点整備地区(高齢者、障がい者等がよく利用する施設を含む地区)について、基本構想を作成します。

施設設置管理者(公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者等及び建築主等※2)・公安委員会は、基本構想に基づき、高齢者、障がい者等がよく利用する施設(生活関連施設)と、施設間を結ぶ主な経路(生活関連経路)の移動等の円滑化を図ります。



※2) 建築主等

建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。

1. 2 基本構想の位置づけ

(1) 吹田市におけるバリアフリーの取組

吹田市では、平成13年度(2001年度)に吹田市全体の交通バリアフリーの進め方や重点整備地区の整備の考え方、優先順位等を決定しました。優先順位の決定にあたっては、交通バリアフリー法に基づき、緊急性、効果、課題等の観点から、吹田市内の9地区14駅を3段階に分け、段階的に策定していくこととしました。

平成15年(2003年)4月に第1段階として3地区6駅、平成18年(2006年)に第2段階として3地区4駅、平成20年(2008年)3月に第3段階として3地区4駅の基本構想を策定しました。

本基本構想で示す南吹田地区は、平成31年(2019年)春におおさか東線開業と同時に新駅が設置されることに伴い、第4段階と位置づけ、今年度(平成29年度(2017年度))検討を開始しました。

本基本構想策定に伴い、吹田市内の設定したすべての地区について基本構想を策定したことになります。

すいたし きほんこうそうさくていじょうきょう
吹田市の基本構想策定状況

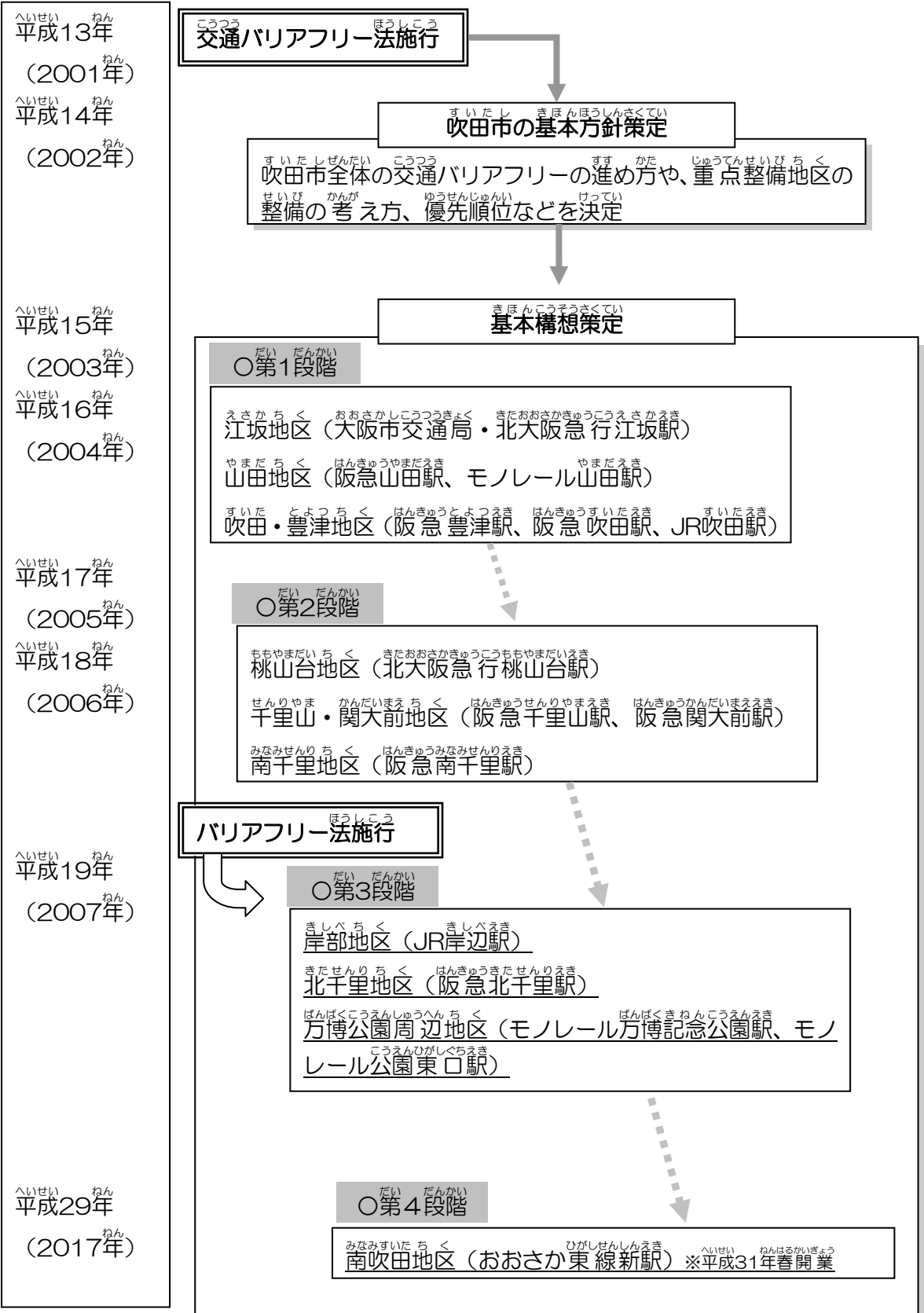


図 I-3 吹田市の基本構想策定状況

(2) 地域との連携による基本構想

おおさか東線新駅周辺では、新駅開業にあわせたまちづくりを行っていくため、「南吹田地域のまちづくり基本計画※3）」が策定され、まちづくりが進められています。

また、本地区は既に基本構想が策定されている「吹田・豊津重点整備地区※4）」、「江坂重点整備地区※5）」と隣接し、整合を図ることが必要となります。

そのため、本地区では既に基本構想が策定されている吹田・豊津重点整備地区、江坂重点整備地区との連携を図りながら、地域の方々を始めとした関係者と検討を進めることとしました。

(3) 基本構想の内容

本基本構想は、バリアフリー法第25条第1項に基づき、おおさか東線新駅開業後に駅周辺を含め、高齢者及び障がい者等、誰もが安全で便利に移動できるようにするため、吹田市・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会の関係者が互いに連携し、重点整備地区内のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進していくため、バリアフリー化に関する基本的な考え方と実施すべき事業の内容等を定めたものです。

※3) 南吹田地域のまちづくり基本計画

平成21年(2009年)3月に策定

※4) 吹田・豊津地区バリアフリー基本構想

平成15年(2003年)4月に策定

※5) 江坂地区バリアフリー基本構想

平成15年(2003年)4月に策定

(4) 基本構想に基づくバリアフリー化の推進

今後、本基本構想に基づき、吹田市・公共交通事業者・施設設置管理者・公安委員会が施設や道路等のバリアフリー化事業を実施していきます。また、市民、施設設置管理者、行政機関等が互いに連携したソフト施策を展開し、「心のバリアフリー」を推進していきます。

なお、バリアフリー化事業として、重点整備地区における以下の6つの主要な事業(特定事業)については、本基本構想策定後、構想に基づく事業計画(特定事業計画)を策定し、移動等円滑化基準に基づき、原則として目標年次までに事業を完了させるものとします。

- 「公共交通特定事業」
公共交通事業者が実施する旅客施設内におけるエレベーター設置等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業
- 「道路特定事業」
道路管理者が実施する道路における段差や勾配の改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業
- 「路外駐車場特定事業」
路外駐車場管理者が実施する特定路外駐車場※6)における段差や駐車ますの改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業
- 「都市公園特定事業」
公園管理者等が実施する都市公園における段差や勾配の改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業
- 「建築物特定事業」
建築主等が実施する特定建築物※7)における段差や勾配の改善等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業
- 「交通安全特定事業」
公安委員会が実施する道路における視覚障害者用付加装置(音響装置)の設置等の事業のうち、必要性及び緊急性の高い事業

※6) 特定路外駐車場

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場であって、駐車用の面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収するもの

※7) 特定建築物

学校、病院、百貨店、ホテル、老人ホームその他多数の者が利用する建築物

(5) 目標年次

バリアフリー化事業の完了目標年次は、2020年度を基本とし、以下の区分に基づいて事業を実施していきます。事業計画によっては、2021年以降にずれ込む場合もあります。

1) 特定事業の目標年次

特定事業の完了目標年次は、2020年度とします。

2) 特定事業以外の事業の目標年次

特定事業以外の事業については、可能な限り2020年度までに完了するよう努めるとともに、2021年以降を含めた長期的な取組も進めていくこととします。

本基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れを図 I-4 に示します。

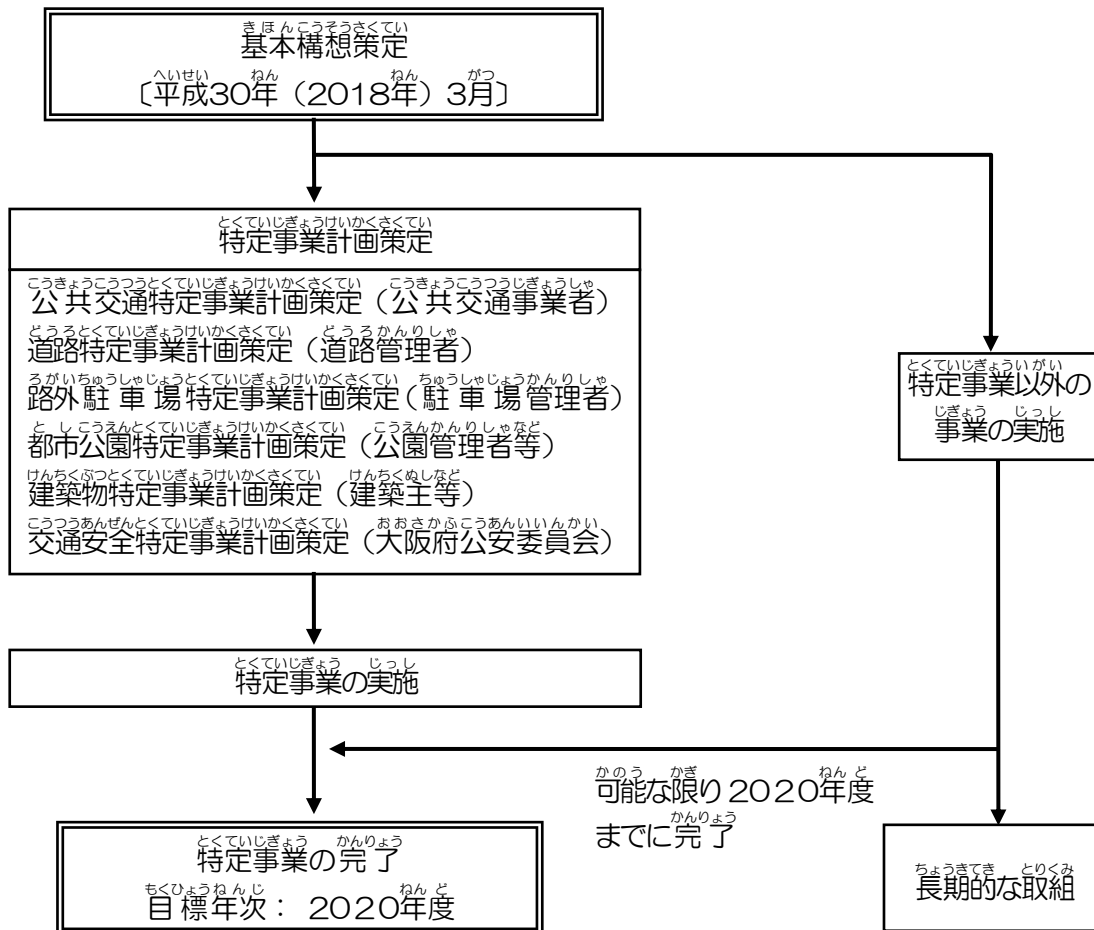


図 I-4 基本構想に基づくバリアフリー化推進の流れ

1. 3 基本理念と基本方針

吹田市では、市全域のバリアフリー化推進に係わる基本理念、基本方針等に基づき、バリアフリー化を進めています。

南吹田地区においては、平成15年（2003年）4月に策定した「吹田市交通バリアフリー基本構想（江坂地区、吹田・豊津地区）」と連携を図り、バリアフリー法の内容を踏まえながら地区の特徴を反映させたバリアフリー化整備を進めていきます。

吹田市バリアフリー化の基本方針

基本理念

だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり
ーバリアのない交通・まち・ひと・しくみー

基本方針

1. だれもが快適に利用できる駅や駅前広場などのバリアフリー化を進めます。
2. だれもが安全で安心に移動できる連続した移動経路を確保します。
3. だれもが気軽に出かけられるまちづくりをめざします。
4. だれもが心ふれあい支え合う社会をめざします。
5. だれもが共に考え、共につくるバリアフリー化を進めます。

1. 4 ユニバーサルデザインへの対応

(1) ユニバーサルデザイン政策大綱※8)

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン※9)の考え方を踏まえ、今後、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、国土交通省として、以下の考え方に沿って政策を推進していくことを基本的な考え方としています。

- ① 利用者の目線に立った参加型社会の構築
- ② バリアフリー施策の総合化
- ③ だれもが安全で円滑に利用できる公共交通
- ④ だれもが安全で暮らしやすいまちづくり
- ⑤ 技術や手法等を踏まえた多様な活動への対応

(2) ユニバーサルデザインへの対応

吹田市では、バリアフリー法に基づいた基本構想の策定を進め、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設ならびに建築物等の施設の整備を進めていきます。また、ソフト面でのユニバーサルデザインに関する施策を進めていくことで「だれもがやさしくなれる吹田のまちづくり」をめざしていきます。

※8) ユニバーサルデザイン政策大綱

国土交通省が平成17年(2005年)に策定

※9) ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

1.5 バリアフリー整備方針

(1) 生活関連施設

バリアフリー法では、生活関連施設を「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他施設」と定めています。

バリアフリー法の定義や、吹田市の基準を元に、吹田市の生活関連施設を以下のとおり定めます。

【生活関連施設の定義】

高齢者、障がい者等が利用する施設のうち、規模や利用状況等の地域実情を勘案し選定された施設で、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、可能性がある施設または既に移動等円滑化された施設。

【各施設の定義】

- ・ 特定旅客施設 : 鉄道駅(JR、阪急、大阪モノレール、北大阪急行、大阪市交通局)
- ・ 公共・公益施設 : 国、府、市等の主な施設
- ・ 教育施設 : 養護学校、大学、高等学校等
- ・ 医療・保健施設 : (医療施設) 入院施設があり、病床数が100床以上
- ・ 福祉施設 : 高齢者福祉施設、障がい者福祉施設等
(通院・通所施設であるもの)
- ・ 公園 : 広域公園、総合公園、地区公園
- ・ 商業施設 : 吹田市新商工振興ビジョンに記載されている、「大規模小売店舗、中規模小売店舗、商店街」等
- ・ 特定路外駐車場 : 駐車用の面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収するもの

なお、生活関連施設のバリアフリー化については、各施設設置管理者が取り組んでいくこととなります。

a) 特定旅客施設

○ 特定旅客施設となる駅舎においては、高齢者、障がい者、妊産婦等を含む誰もが、公共用通路からホームまで安全で安心して移動できる移動等円滑化された経路（バリアフリー化経路と記す）を1経路以上設けるように努めます。

b) 特定路外駐車場

○特定路外駐車場となる駐車場においては、車いす使用者駐車施設を1以上設けるように努めます。また、車いす使用者が車いす使用者駐車施設から公共用通路等まで安全で安心して移動できる移動等円滑化された経路（バリアフリー化経路と記す）を1経路以上設けるように努めます。

c) 都市公園

○都市公園においては、高齢者、障がい者、妊産婦等を含む誰もが、安全で安心して移動及び利用できるよう、特定公園施設※10)のバリアフリー化に努めます。

d) 特定建築物

○特定建築物については、高齢者、障がい者、妊産婦等を含む誰もが、安全で安心して移動及び利用できるよう建築物特定施設※11)や入口及び建築物特定施設間の経路のバリアフリー化に努めます。

※10) 特定公園施設

都市公園の主要な経路を構成する園路及び広場、休憩所、駐車場、便所等の移動等円滑化が特に必要な施設。

※11) 建築物特定施設

建築物の出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場等の移動等円滑化が特に必要な施設。

(2) 生活関連経路、準生活関連経路

バリアフリー法では、生活関連経路を「生活関連施設相互間の経路」と定めています。

バリアフリー法の定義や、吹田市の基準を元に、吹田市の生活関連経路を以下のとおり定めます。

【生活関連経路の定義】

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路の内、移動等円滑化のための事業実施の必要性が高く、可能性がある経路または既に移動等円滑化されている経路とします。

【準生活関連経路の定義】

主に特定旅客施設と生活関連施設を結ぶ経路の内、移動等円滑化のための事業実施の必要性は高いが、事業実施が困難な経路であること等の理由により、長期的に事業実施に取り組む経路とします。

なお、生活関連経路のバリアフリー化については、各施設設置管理者、公安委員会が取り組んでいくこととなります。

a) 道路

○重点整備地区内の生活関連経路を構成する道路においては、2020年度を目標に、誰もが安全で安心して移動及び利用できる歩道のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

b) 都市公園の園路

○生活関連経路を構成する都市公園内の園路については、2020年度を目標に、誰もが安全で安心して移動及び利用できる公園の園路のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

c) 建築物の施設内経路

○生活関連経路を構成する特定建築物の施設内経路においては、2020年度を目標に、誰もが安全で安心して移動及び利用できる建築物のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。

1. 6 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

(1) 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

吹田市では、吹田市バリアフリー懇談会を継続して開催し、市全体のバリアフリー化の実現を図っていきます。

南吹田地区では、基本構想策定後、市の道路特定事業計画検討時においても、吹田市バリアフリー懇談会において進捗状況を確認し、より多くの市民の意見を反映していきます。また、道路特定事業計画を検討する際にも、ユニバーサルデザインにも配慮を行います。

基本構想策定後の持続的なバリアフリー化のためのしくみを図 I-5 に示します。

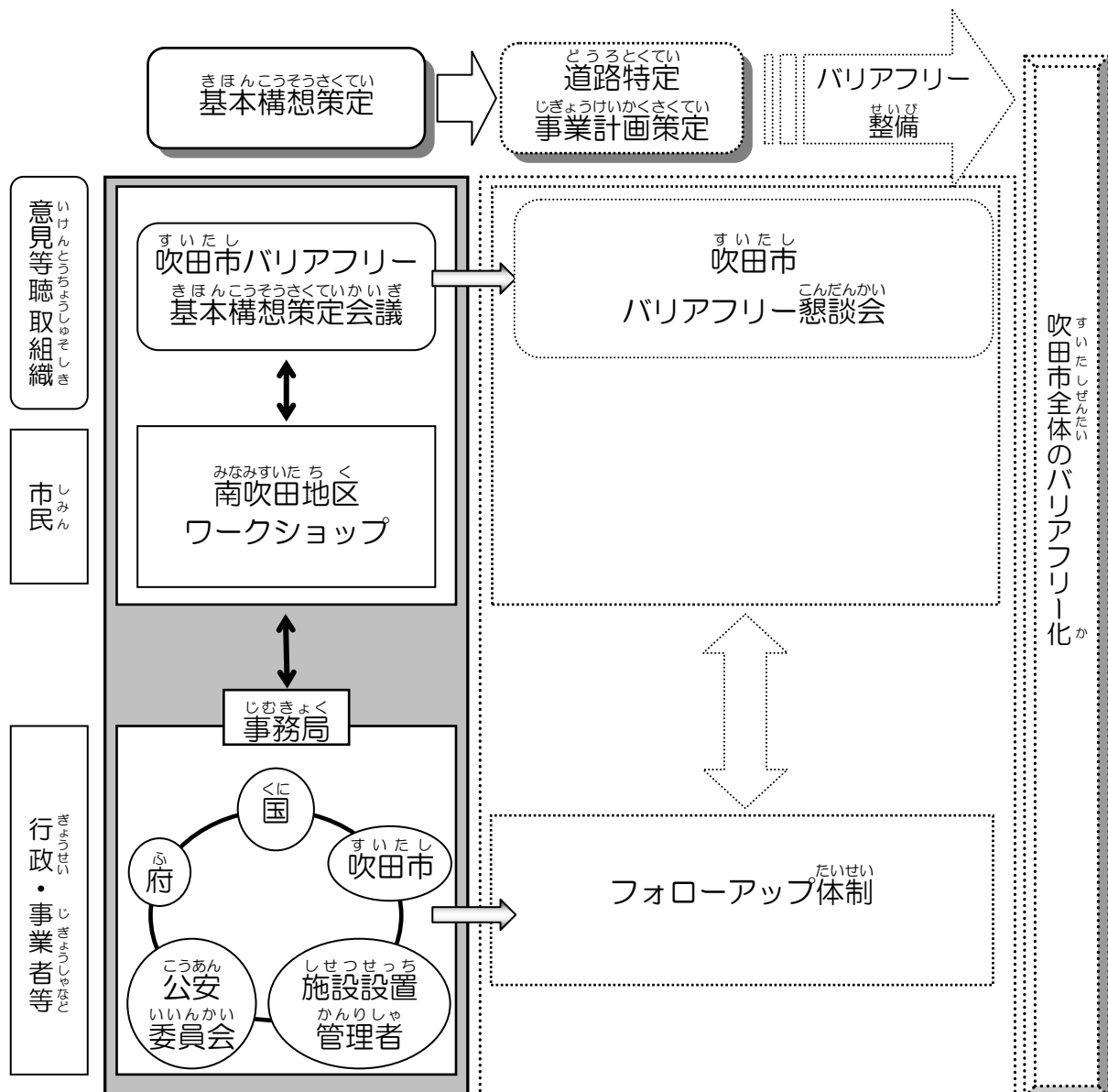


図 I-5 持続的なバリアフリー化のためのしくみ

(2) 持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）

住民や事業者、高齢者、障がい者等の意見や提案などを踏まえて基本構想を作成し、移動等円滑化の状況を把握しながら計画の改善を図ります。

今後は、バリアフリー法に基づき、基本構想の見直しの実現性について検討を行い、これまで実施した整備状況のチェック及び評価を行いながら、スパイラルアップを図ってまいります。

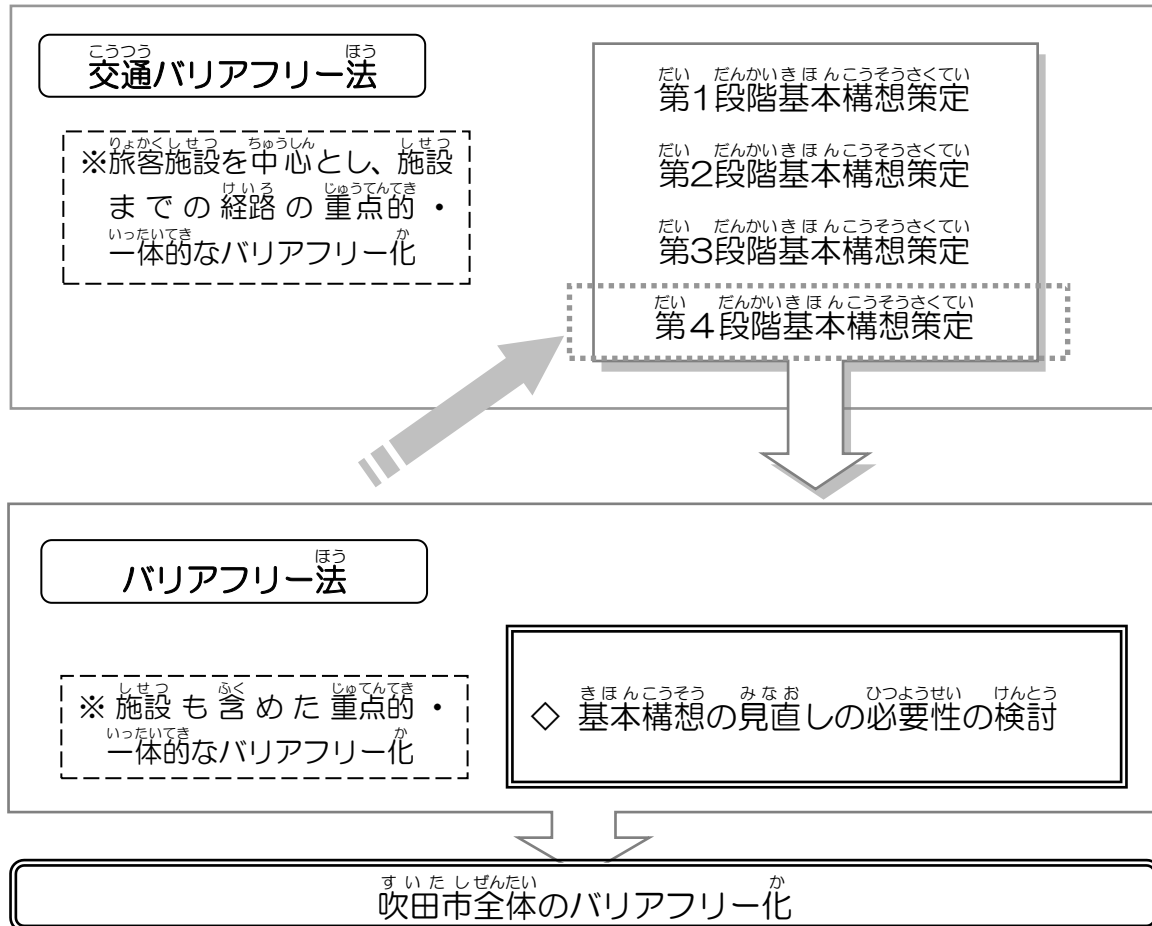


図 I-6 スパイラルアップ

1. 7 バリアフリー化に向けた責務と役割

本基本構想は、バリアフリー法に基づく、国・地方公共団体・施設設置管理者・公安委員会・市民が、それぞれの役割と責務を果たすことによって、バリアフリー化を実現していくことを前提として作成しています。

このような前提条件が整わないときには、バリアフリー整備目標や事業の実現時期が遅れることがあります。事業が円滑に進められるよう吹田市はもとより、それぞれの関係機関において、必要な資金の確保や地域との合意形成にむけた理解と調整等の最大限の努力を必要とします。

また、真にバリアフリー化を実現するためには、ハード整備だけでなく、一人ひとりの理解と協力が不可欠となります。したがって、市民は高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することの重要性について理解を深めるとともに、視覚障がい者誘導用ブロックへの自転車の放置、身体障がい者用駐車スペースへの駐車等による高齢者、障がい者等の施設の利用等を妨げないよう配慮することや、必要に応じて高齢者、障がい者等の移動や施設の利用を手助けするなど、バリアフリー化に向けて積極的に協力することが重要となります。



整備前



整備後

図 I-7 道路のバリアフリー化整備事例
【吹田市江の木町（江の木町4号線）】

ひょう
表 I-1 バリアフリー化にむけた責務

担当	役割	責務
くに 国	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めま す。 ・「移動等円滑化基準」を定め、基準適合性を審査 し、認定及び事業実施を勧告します。 ・市町村が策定する基本構想への助言を行いま す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化を促進するために 必要な資金の確保その他の措置を 講ずるよう努めます。 ・移動等円滑化に関する研究開発の 推進及びその成果の普及に努めま す。 ・広報活動等を通じて移動等円滑化 の促進に関する国民の理解を深め るよう努めます。
ちほう 地方 こうきょう 公共 だんたい 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・単独又は共同して「基本構想」を作成します。 ・各施設について特定事業実施を施設設置管理者 に要請します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策に準じて移動等円滑化を 促進するために必要な措置を講ず るよう努めます。
こうあん 公安 いいんかい 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・単独又は共同して「交通安全特定事業計画」 を作成し実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の作成に協力します。
しせつ 施設 せっち 設置 かんりしゅ 管理者	<p><道路管理者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して道路特定事業計画を作成し 実施します。 <p><公共交通事業者（特定旅客施設・車両等）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「公共交通特定事業計画」 を作成し実施します。 <p><路外駐車場管理者（特定路外駐車場）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「路外駐車場特定事業 計画」を作成し実施します。 <p><公園管理者等（都市公園）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「都市公園特定事業計 画」を作成し実施します。 <p><建築主等（建築物）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本構想」に即して「建築物特定事業計画」 を作成し実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の作成に協力します。 ・新施設等についての「移動等円滑 化基準」適合義務。 ・既存施設等についての「移動等 円滑化基準」適合努力義務。
しみん 市民	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努 めます。 	